

学費延納手続きについて（特別延納）

やむを得ない事情で学費を期限までに納入できない場合は、以下の期限までに「学費通常延納願」を提出してください。

【提出期限】令和7年4月25日（金）【郵送必着】

1. 提出方法について

以下のいずれかの方法でご提出ください。

- ① 郵送 封筒に「学費延納願 在中」とご記入いただき、下記までお送りください。
【宛先】〒170-8470 東京都豊島区西巣鴨 3-20-1 大正大学経理課
- ② 経理課窓口に提出
(1号館2階 窓口時間はホームページでご確認ください)

2. 書類の記入について

- ・書類は、すべてボールペンで記入してください。（消えるボールペンは不可）

本人（学生本人）、学費支給者、保証人の氏名・連絡先（住所）はそれぞれ該当する本人が署名してください。学費支給者及び保証人の登録状況は、T-Poで確認することができます。

（確認方法：T-Po → 「学生生活」→ 「学生住所変更」）

- ・「金額」の記入について

振込案内書に記載されている春学期の学費を記入してください。

- ・「延納理由」、「工面方法」の記入について

通常延納の審査は書類審査のみで行います。理由の内容によっては、延納が認められないことがありますので、その他を選択する方は、できるだけ詳細に記入してください。

- ・訂正が生じた場合は、該当箇所に二重線を引き、その上に訂正印を押して訂正してください。修正液等による訂正は認められません。

3. 書類提出後について

延納が許可された方には、学生本人へT-Poにてご連絡します。

延納が認められた証明ですので、納入まで大切に保管をお願いします。

春学期分学費の特別延納期限は、令和8年2月27日（金）です。
資金の準備ができ次第、速やかにお振込みください。

※日本学生支援機構奨学金（給付・貸与）についてのご質問は、学生課までお問い合わせください。

メールアドレス：gakusei@mail.tais.ac.jp（メールアドレスの☆を@に変えてください）

【問合せ先】

大正大学 経理課（1号館2階）

TEL：03-5394-3015（直通）

受付：9:00～17:00（土日、祝日除く）

学費延納願 (特別延納)

令和 年 月 日

大正大学学長 殿

令和●年度 春学期分学費を以下の理由により延納したくお願い申し上げます。

学生記入欄 (学生本人が自筆すること)

学生番号	2502502	学部学科 研究科専攻	文学部 人文学科 国際文化コース	学年	2
氏名	豊島 大正		連絡先 電話番号	090-111-222	

保証人記入欄 (保証人が自筆すること※)

氏名	豊島 次郎	学生との続柄 (いずれかに○)	父	母	その他 ()
住所	〒170-8470 東京都豊島区西巣鴨3-20-1		連絡先 電話番号	090-111-777	

学費支給者記入欄

氏名		学生との続柄 (いずれかに○)	父	母	本人	その他()
住所	同上		連絡先 電話番号			

※保証人名及び学費支給者はT-Poで確認することができます。

○延納金額を以下に記入してください。

〈春学期分学費〉 金額 円

○延納理由を以下から選択し、✓を記入してください (複数該当する場合は、すべて選択すること)。

- 学費支給者の収入が減少したため
 兄弟姉妹の学費納入と重なるため
 奨学金、教育ローン、保証人の賞与等の収入後に納入するため
 病気、災害等の予定外の支出があったため
 その他 ()

○工面方法を以下から選択し、✓を記入してください (複数該当する場合は、すべて選択すること)。

- 学費支給者又は保証人の収入 (給与、賞与、アルバイト等) による工面
 高等教育修学支援制度を利用
 教育ローン、日本学生支援機構 (JASSO) を利用
 その他 ()

以下の内容を理解し、延納期日までに納入することを誓約します。

- 延納期日は●月●日(●)です。
 納入期日を厳守します。
 延納期日までに本学ができなかった場合は、学則第51条1項、大学院学則第48条2項に基づき、
 経理除籍処分を申し渡されても異存はありません。

※延納期日までに納入の見込みが立たなくなった場合は、大至急、経理課に相談してください。

《問い合わせ先》
 大正大学経理課 (1号館2階)
 TEL 03-5394-3015 (直通) 平日9:00~17:00

「学費延納願」提出期限
 ●年●月●日 (水) 郵送必着

【事務使用欄】

経理担当部長	経理課長	受領